

読みにくい規定：道路運送法1条

道路運送法第1条は、読みにくい条文ですから、以下のようにバラして読み解きましょう。

③と⑤を手段として、⑥⑦⑧を中間目的に、さらに⑨を究極目的にしています。

また、③の手段は⑥の目的に、⑤の手段は⑦の目的に対応しています。

① この法律は、

② 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、

(手段)

(中間目的)

③ 道路運送事業の運営を
適正かつ合理的なもの
とし、

>>>

⑥ 輸送の安全を確保し、

④ 並びに

⑤ 道路運送の分野における
利用者の需要の多様化及び高度化に
的確に対応した
サービスの
円滑かつ確実な提供を促進する
ことにより、

>>>

⑦ 道路運送の利用者の利益の保護
及び
その利便の増進を図る
とともに、

⑧ 道路運送の総合的な発達を図り、

(究極目的)

⑨ もって
公共の福祉を増進する
ことを目的とする。